

令和6年度 赤い羽根共同募金  
「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業

事務必携



社会福祉法人 滋賀県共同募金会  
赤い羽根共同募金



## 目 次

1. 助成事業の適正な実施について	1
2. 助成事業実施の流れ	1
3. 助成金の決定	2
4. 助成事業の実施	2
5. 助成事業の公表	3
6. 助成事業の完了	3
7. 助成金交付請求	3
8. 助成事業の管理期間	3

### (参考資料)

助成事業の明示について	4
(様式1) 事業完了報告書	6
(様式2) 証憑等添付シート	10

※この手引きに記載している様式は、滋賀県共同募金会ホームページからダウンロードできます。

HP：<https://shiga-akaihane.org/>  
(助成決定団体の皆さまへ) からダウンロードできます。



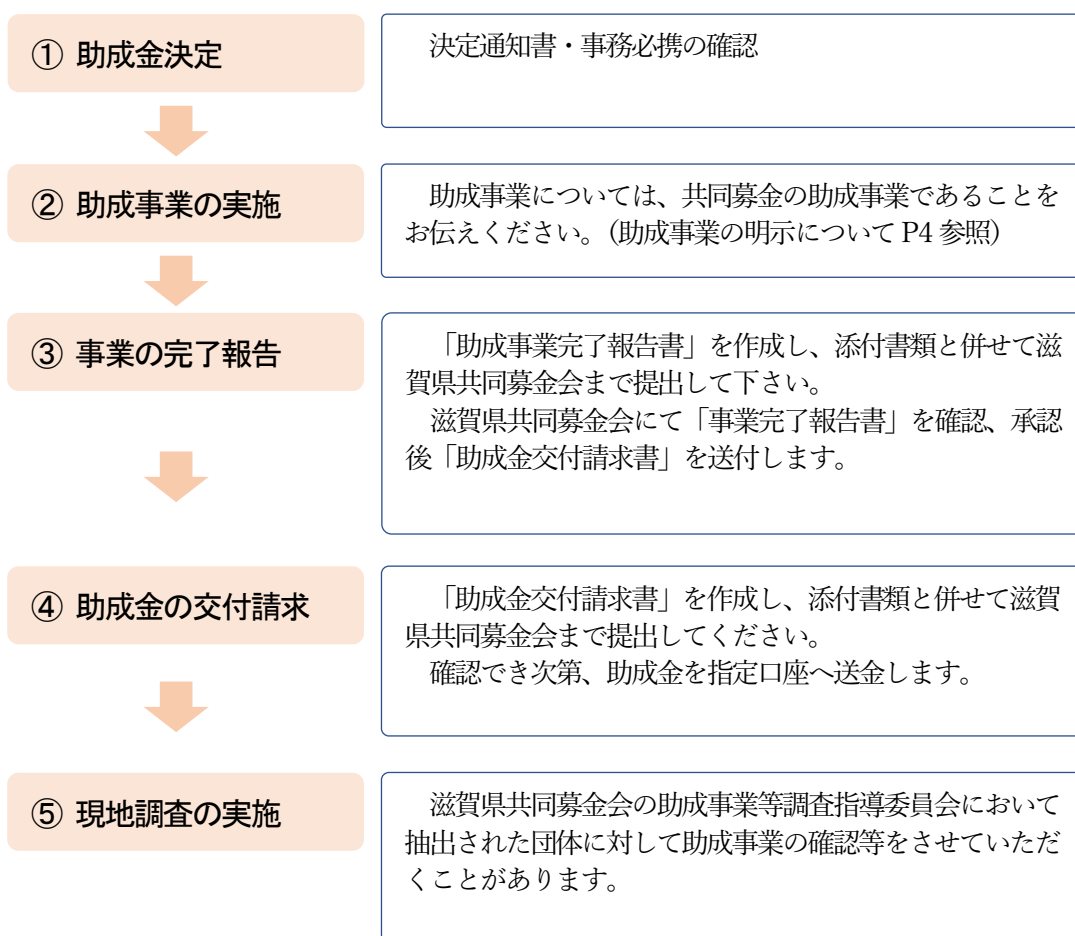
## 1. 助成事業の適正な実施について

この事業は、県民の皆さまをはじめ、多くの方々から寄せられた尊い浄財をもとに実施されています。

ご寄付をしてくださった方々の意思に沿って、大切に使うことに努めなければなりません。

助成金の交付決定を受けた団体のみなさまには、この「事務必携」の各項目をご確認いただき、適正な事業の実施に努めてください。

## 2. 助成事業実施の流れ



※事業の変更が生じる場合、概算交付請求をされる場合など、この限りではありません。  
ご不明な点が生じた場合、滋賀県共同募金会までお問い合わせください。

### 3. 助成金の決定

助成決定事業については、「助成決定通知書」に助成額・助成対象事業費・事業内容が記載されています。

「助成決定通知書」の内容をご確認いただき、事業を実施してください。

記載の事業以外は助成金の対象外となります。

助成事業によっては、要望金額から減額となる助成決定をしている場合があります。

助成金については、原則、事業完了報告書提出後の精算払いとなりますが、事業執行前に助成金が必要な場合は、滋賀県共同募金会までご連絡ください。

### 4. 助成事業の実施

#### (1) 適正な事業実施

助成金交付決定を受けた後、事業を実施する際は、適正な事業実施に努めてください。

備品の購入や、施設の整備に係る費用等については、見積合わせや、入札を行うなどしていただくようお願いします。

#### (2) 助成対象期間

助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

助成対象事業は、原則、令和8年3月31日までに完了してください。

上記の完了期限を超えた事業は、無効となり助成金を交付できませんのでご注意ください。

なお、特別な事情により完了期限を超える場合は、滋賀県共同募金会までご連絡をお願いします。

#### (3) 助成事業の変更

助成事業内容に重要な変更が生じる場合、および助成対象事業費の3割以上の増減（購入金額の変更等）が生じる場合は、変更承認の手続きが必要となります。

また、助成対象事業費が減額となった場合は、助成金を減額することがあります。

ご不明な点がございましたら、滋賀県共同募金会までご連絡いただき、必要があれば、変更承認の手続きをしてください。

#### (4) 会計処理について

助成事業に係るすべての収入および支出について、それぞれ団体の定める経理規程等に従い、客観的に分かり易く、適正な会計処理を行ってください。

出来る限り、現金での管理は避け、団体名義の金融機関口座を通して収支処理を行ってください。やむを得ず現金管理をする場合は、現金出納帳を整備するなど、客観的に証明できるように努めてください。

## (5) 助成事業の周知

助成金により実施する事業については、さまざまな機会を捉えて「共同募金の助成を受けて事業を実施しています。」と伝えていただくことで、共同募金への理解が促進されることを期待しています。

赤い羽根共同募金の助成事業である旨を明示いただくとともに、共同募金の助成を受けていることを事業実施の際は、周知いただくようお願いします。

(詳細については、P4「助成事業の明示について」をご確認ください。)

## 5. 助成事業の公表

助成を受けた団体は、赤い羽根共同募金の助成を受けた事業を実施する(している)ことを団体のホームページや発行される機関誌、広報誌、園便り等で、出来る限り公表することに努めてください。

## 6. 助成事業の完了

助成事業完了後は、速やかに(遅くとも3か月以内に)別添「(様式1) 事業完了報告書」と「必要添付書類」を滋賀県共同募金会まで提出してください。

※書類に不備がある場合、助成金を交付できませんのでご注意ください。

## 7. 助成金交付請求

「事業完了報告書」ならびに「必要添付書類」を本会まで提出いただいた後、適正であれば、滋賀県共同募金会より「助成金交付請求書」を送付しますので、記入の上、提出してください。

事業執行前に助成金が必要な場合は、滋賀県共同募金会までご連絡ください。

※助成金の振込みは団体の金融機関口座への振込みとなります。

※現金での交付や、個人名義の口座には振込みできません。

## 8. 助成事業の管理期間

助成事業に関する書類や会計書類については、事業実施年度の翌年度から5年間を管理期間としますので適正に管理保管してください。

助成金により取得した物件(備品)についても、管理保管期間は5年間は適切に管理・保管してください。管理保管期間内に助成金により取得した物件・備品等を処分、用途変更する場合は、滋賀県共同募金会に連絡の上、承認を受けてください。

共同募金助成金の執行の適正化と用途の明確化を図るため、助成した事業について管理期間内は、滋賀県共同募金会の助成事業等調査指導委員会による調査を行うことがあります。ご承知おきいただき、調査が実施される際は、ご協力をお願いします。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 厚生会館内

T E L : 077-522-4304 / F A X : 077-522-4375

M A I L : info@shiga-akaihane.org

## —助成事業の明示について（お願い）—

助成金により実施する助成事業は、単に不足する資金を補うだけではありません。

助成を受けた団体の皆さまが“赤い羽根”と一緒にさまざまな地域でご活躍いただくことで、地域の皆さまが「こうした活動に使われているのなら、また寄付をしよう。」と願っていただく機会となります。

共同募金は『じぶんの町を良くするしくみ』です。

“赤い羽根”に寄付をすることで、じぶんの町でも活動が行なわれ、町が良くなることを実感していただく、そして、また次の寄付へとつながることで、さらに町が良くなる。

こうした寄付と助成の循環が実現できると信じています。

助成を受けて活動する団体の皆さまも“赤い羽根共同募金運動”を支える重要なメンバーです。

是非、助成事業の明示についてご協力をお願いします。

### 1. ありがとうプレート の 掲 示

活動拠点となる施設等がある場合は、その出入り口に滋賀県共同募金会から送付する「ありがとうプレート」を掲示してください。

### 2. ありがとうシール の 活 用

助成金で購入される備品や、整備される設備等には、滋賀県共同募金会から送付する「ありがとうシール」を貼付してください。

### 3. イベント開催案内、配布資料等に掲載

助成金により実施されるイベントやフォーラムなどについては、その開催案内、当日配布資料、実施報告書などに赤い羽根のロゴと「この事業は赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています。」等の説明文をセットで掲載してください。

イベント開催時に会場等で掲示いただくために「赤い羽根のぼり旗」の貸し出しも行っております。

### 4. ホームページ・SNS等の活用

助成金による事業については、ホームページ、ブログ、SNS等も活用し、多くの方に周知してください。

SNSについては、「#赤い羽根しが」をつけていただくようお願いします。

ホームページやSNSにおいては、できるだけ「寄付者の皆様ありがとうございました」と寄付者へのお礼も併せて掲載してください。

※ 「ありがとうプレート」、「ありがとうシール」については、助成内容により、該当する助成決定団体さまに、滋賀県共同募金会より送付させていただいております。

シールが不足する場合や、また、「赤い羽根のぼり旗」の貸し出しを希望される場合は、滋賀県共同募金会までお申し出ください。

※ 助成明示の実施状況について助成事業完了報告の際に添付いただくこととなりますので助成明示のある印刷物やホームページ画面、実施状況の写真等を忘れずに保管しておいてください。

—助成事業の明示例—

ありがとうプレート（共同募金会より送付）

ありがとうシール（共同募金会より送付）



縦 210 mm  
横 145 mm  
耐光性プレート

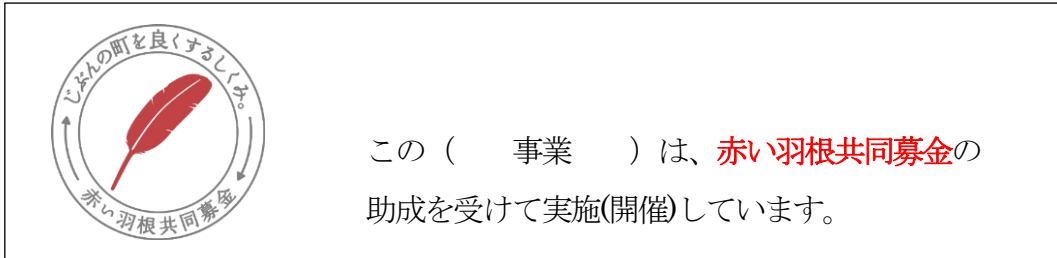


(大)  
縦 105 mm  
横 105 mm

(中)  
縦 72 mm  
横 64 mm

(小)  
縦 35 mm  
横 31 mm

チラシ、配布資料などの印刷物への掲載例（ロゴ等は滋賀県共同募金会 HP からダウンロード可）



赤い羽根のぼり旗



貸し出しはポール付です。

◇車両

車体に「赤い羽根共同募金助成車両」と「ロゴマーク」を車両の両側面に明示してください。

①ロゴマーク

ベース（白色）  
外枠、文字（灰色・濃いグレー）  
羽根（赤色）  
大きさ 直径40cmを目安

②文字 赤い羽根共同募金助成車両

赤色 丸ゴシック体  
大きさ 1文字 10cm×10cmを目安

※滋賀県共同募金HPに実例等ありますので参照してください。



※ホームページには、Instagram 用データも掲載していますのでご活用ください。



HP : <https://shiga-akaihane.org/>  
助成決定団体の皆さまへからダウンロードできます。